

原発 そこが問題だ

第 12 号

2022 年 7 月 10 日

原発反対の会・吹田

wasser861.a@pure.zaq.jp

最高裁判所の不当な判断を塗り替える！

森松明希子

2022 年 6 月 17 日、先行する民事集団訴訟（国家賠償請求訴訟）で、最高裁判所が国の責任を認めないという不当な判断を下しました。私が最も納得が出来ないと思った点は、何もやっていなかったのに、やったとしてもできなかったから国に責任なしとしたことです。唯一の救いは、たった一人の少数意見ではありますが、最高裁判所裁判官の「反対意見」が判決文に明記されたことです。今後、後続の私たち原発賠償関西訴訟では、万が一にも事故を起こさない対策を考え実際にそれをするのは国と事業者（東電）であること、そして、唯一の規制権限を持ち、国策で原発を動かす国の責任を問えないようにする今回の判断枠組みもおかしければ説得力にもかける判断に対して、やる事をやっていなかった責任をきちんと追及して今回の最高裁判決を塗り替えてまいりたいと思います。

ただ、絶対に忘れてはならないことは、裁判所がどのような判断を下したとしても、客観的な放射能汚染の事実が消えてなくなるわけではないということです。汚染の事実が今なお厳然と存在し、だからこそ私たち避難世帯は避難を続ける必要性和相当性があるのです。同時に、私たち原発事故による被害者は、国策によって稼働していた原発の事故によって、今なお苦痛を受け続けながら存在しているのです。放射能が目には見えないのを良いことに、放射線被ばくの問題から目をそらし、なかったことにする、もしくは、終わったことにすることは、不誠実かつ欺瞞に満ちています。

国は被害の甚大性・不可逆性について責任を取らず、また、国と東京電力も、客観的な汚染の事実によって避難の要否や被害に見合った賠償をするのではなく、被害を矮小化し、恣意的な線引をすることで、被害者を分断し、同じ事故による被害者を差別的に取り扱っています。

「被ばくしたくない」、「健やかに平穏に暮らしたい」、という、人としてあたりまえの暮らしそのものが奪われ続けているという被害事実は今もあるのです。「被ばくするかしないかは私が決める」と意見陳述では新しい大阪地裁の裁判官に訴えました。私の基本的人権が侵害されているということは、あなたの、そしてすべての人々の人権が今後も侵害され続けるということにはほかなりません。

すべての人々の人権が守られ、大切な命が守られ、安心の未来を次世代に手渡せるよう、被害の実態を明らかにし、私たちも声をあげ続けて参りますので、応援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

（原発賠償関西訴訟原告団代表・原発被害者訴訟原告団全国連絡会共同代表・東日本震災避難者の会 Thanks & Dream [サンドリ] 代表）

スタンディングアピールに参加下さい（JR千里丘駅東口・毎月 11 日 17 時～）

〔補足〕

・最高裁の「統一判断」への経過

最高裁第2小法廷は国と住民双方の意見を聞く上告審弁論を5月16日に開きました。2018年から各地の地裁で判決が続いています（第1表参照）。福島（仙台高裁）、群馬（東京高裁）、千葉（東京高裁）、愛媛（高松高裁）で起こされた同種訴訟の高裁で国の責任を巡り結論が分かれており、第2小法廷は4訴訟の弁論を経て「統一判断」を6月17日に示しました。

最高裁での最大の争点は、①国が巨大津波を予測できたか、②対策を講じていたら津波を防げたかの2つでした。これを判断する上で論争になったのが、2002年の段階です。既に、国の機関である地震本部が巨大津波を警告していた「長期評価」の信頼性です。住民側は「長期評価」が「合理的で科学的」として、国は津波を予測できたと主張しました。一方、国は「長期評価」が「当時、専門家間で正当な見解として認められた知見ではなかった」と反論しました。また、対策については、住民側は建物の浸水対策＝水密化によって事故を防げたと指摘したのに対し、国は水密化が当時確立した技術ではなく、実際の津波は想定されたものよりはるかに大きかったと反論しました。

・避難状況

事故当時、強制避難を命じられた12市町村の約14万7千人の57%に相当する約8万3千人が、2022年2月末時点で故郷に戻れない状態が続いています（第2表参照）。しかし、国は復興住宅入居者やいわゆる「自主避難者」を避難者として数えないなど、様々な方法で被害実態を小さく見せています。原発事故も大問題ですが、その後の人権無視、分断・差別についても許せません。国・東京電力はもちろん地方自治体（特に福島県）も被害を矮小化しています。森松明希子さんのご著書『災害からの命の守り方ー私が避難できたわけー』（文芸社、2021年）をぜひ読んでください。（事務局）

第2表

避難指示区域市町村の居住状況			
(単位：人)			
居住者数合計 (A)	住民登録数	震災当時 (2011年3月11日) の住民登録数(B)	避難者数 合計(推定) (B)-(A)
64,506	116,639	147,428	82,922

原発賠償関西訴訟 ー口頭弁論

日時、場所：7月28日（木）

・13：00 大阪地裁 202号法廷前集合
（大阪市役所東へ約5分）

・14：00 開廷

支援にも勉強にもなります。ぜひご参加下さい。

第1表

各地で行われた原発集団訴訟の判決

判決日	地裁・高裁	東京電力 の責任	国の責任
一 審 判 決			
2018年3月15日	京都	○	○
3月16日	東京	○	○
19年2月20日	横浜	○	○
3月14日	千葉・第2陣	○	×
3月27日	東京	○	—
8月2日	名古屋	○	×
12月17日	山形	○	×
20年3月10日	札幌	○	○
6月24日	福岡	○	×
8月11日	仙台	○	×
10月9日	東京	○	×
11月18日	地裁いわき支部	△	—
21年2月9日	地裁いわき支部	△	—
3月26日	地裁いわき支部	○	○
6月2日	新潟	○	×
7月30日	地裁郡山支部	○	○
二 審 判 決			
20年3月12日	仙台	○	—
3月17日	東京	○	—
9月30日	仙台	○	○
21年1月21日	東京	○	×
1月26日	仙台	○	—
2月19日	東京	○	○
9月29日	高松	○	○

※高裁判決が出ている訴訟の地裁判決は省略。

○は認める △は一部認める ×は認めず
—は被告とせず